

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、一人ひとりの「豊かな心」を育むための取組みを重視し、人権教育の充実を図っている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

(1) 名称

「いじめ対応委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、事務長、首席、人権教育推進委員長、生徒指導主事、保健指導主事、各学年主任、養護教諭、

いじめ認知の場合、当該生徒の担任、クラブ顧問等を含む

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組み

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立長尾高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	第1回いじめ対応委員会(年間計画の確認)
5月	高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約			「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
	HR(仲間を知る・コミュニケーション能力の育成)	HR(仲間を知る・コミュニケーション能力の育成)	HR(仲間を知る・コミュニケーション能力の育成)	
6月	校外学習(仲間づくり)	校外学習(仲間づくり)	校外学習(仲間づくり)	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
	いじめアンケートの実施 自己理解シートの作成	自分史の作成(自己理解・表現)	自己PR文の作成(自己理解・表現)	第2回いじめ対応委員会(状況報告、進捗確認)
7月	体育祭・応援団	体育祭・応援団	体育祭・応援団	
	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	
	人権HR(ケータイマナー)	人権HR(ケータイマナー)	人権HR(ケータイマナー・就職差別をなくすために) 面接・小論文指導(表現力育成)	第3回いじめ対応委員会(状況報告、進捗確認)
8月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置
	文化祭討議	文化祭討議	文化祭討議	
	職業について考える(進路)	修学旅行オリエンテーション オープンキャンパスに参加する(夏休み中)	各進路に向けての説明会 オープンキャンパス等に参加する(夏休み中)	第4回いじめ対応委員会(状況報告、いじめアンケート結果)

9月	文化祭	文化祭	文化祭	教育相談週間
10月		修学旅行	コミュニケーション能力の育成 (ダイヤモンドランキング・アサーショントレーニング・グループ解決ワーク等)	第5回いじめ対応委員会(状況報告、進捗確認)
11月	人権HR(講演会)	人権HR(講演会)	面接・小論文指導・社会人講座(表現力育成)	
12月	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	保護者懇談週間(家庭での様子の把握)	第6回いじめ対応委員会(状況報告、進捗確認)
	保健HR 球技大会(仲間づくり) マナー学習(社会人講座)	保健HR 人生設計(将来のビジョン)	人権HR(弁護士を招いて講義)	教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)
	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置
	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	いじめアンケートの実施	
1月			卒業講座(裁判員制度について等)	第7回いじめ対応委員会(状況報告と取組の検証)
	学年行事(仲間づくり)	球技大会(仲間づくり)	学年行事(他者理解)	
2月	自分の進路について考える	自分の意見を書く(小論文)		第8回いじめ防止委員会(状況報告と取組の検証)
3月		進路適性テスト振り返り		第9回いじめ対応委員会(年間の取組の検証)

5 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対応委員会を、月に1回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

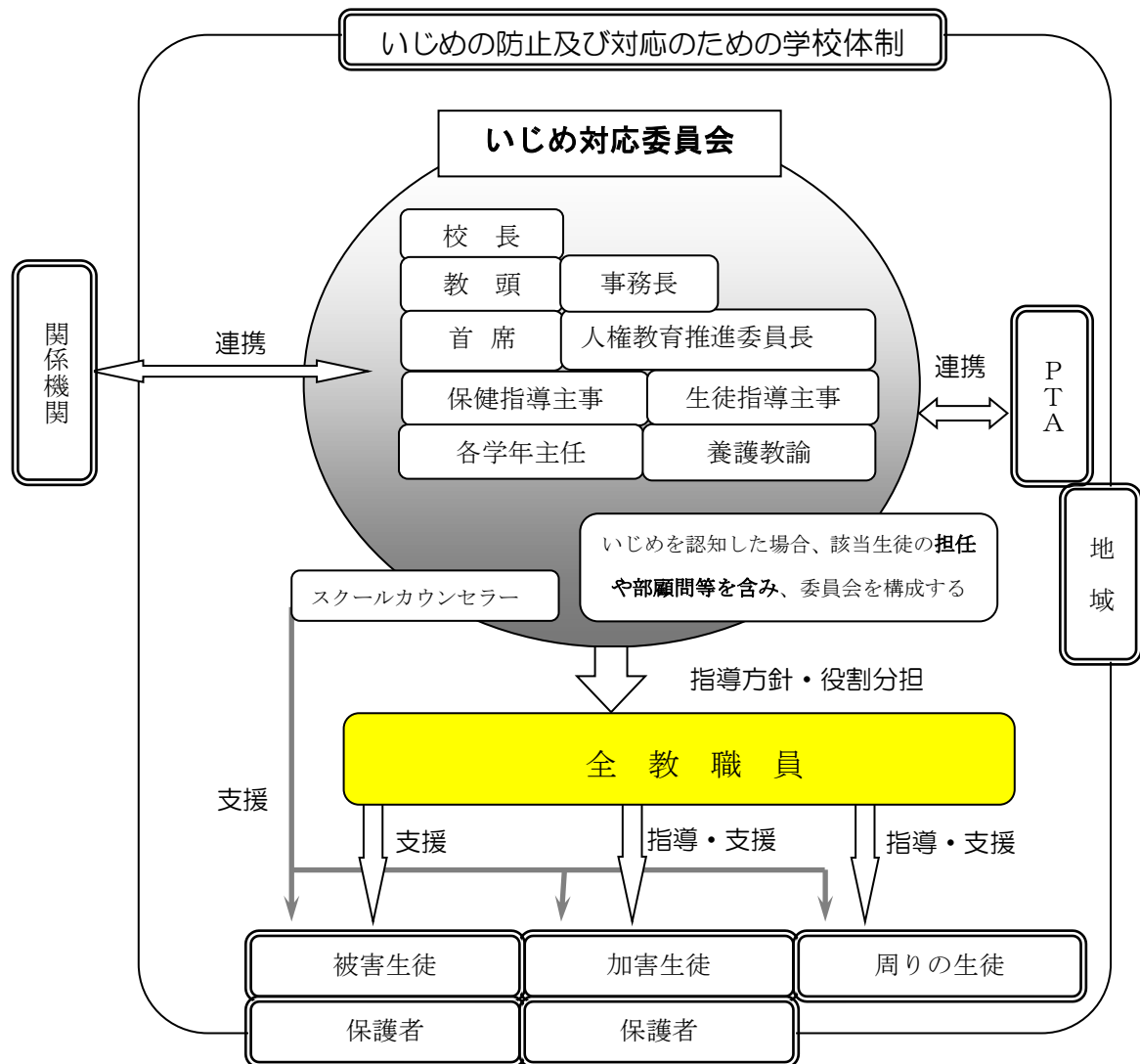
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校ではいじめを未然に防止し、すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、以下のとおり全教職員で取り組む。



2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しては、全校集会や学年集会、学級活動（ホームルーム活動）などで、校長や教職員が日常的にいじめの問題に触れ「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

1年次のホームルーム活動では、はじめに、いじめに対するアンケートを実施し、生徒の意識を把握するとともに、何がいじめであるのかを具体的に認識させるよう指導していく機会とする。また、2、3年生においても、各学期の終わりにいじめに対するアンケートを実施し、実態把握を行う。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、学校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、さまざまな体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む。具体的にはホームルーム活動での人権教育活動を継続的・計画的に行い、その際生徒にふりかえりを行わせることで人権意識を定着、向上させていく。学校行事を通して他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意として以下の取組みを行う。

分かりやすい授業づくりを進めるために授業研究を継続的にを行い、研修の機会を設ける。また、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために学級や学年、部活動等における人間関係を把握していく。さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスを感じた場合には、運動・スポーツや読書などで解消したり、相談したりするなどの方法を紹介する。「安全で安心な学校づくりアンケート」の実施の際に相談する方法の周知も行う。

なお、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、生徒を理解し、指導するための研修を定期的に行う。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解し、指導できるよう研修を行う。

(4) 自己肯定感を育む取組みとして、授業やホームルーム活動、学校行事、部活動をはじめとした学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての生徒に提供していく。また、それぞれの生徒に活動の中での自分なりの目標を持たせ、その目標を達成していくよう指導することを通じて、自己肯定感を育てていく。

(5) 生徒が自らいじめについて学び、取組む方法として、人権学習に取り組む中で自分のこととして考え、ふりかえりを行うが、その成果を発表し、交流する機会を設ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

本校では生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、生徒の行動を温かく見守りながらもつねに観察を行い、気になる行動が見られないか意識的に注意を払う努力を続ける。また、各分掌の会議、担任会、人権教育推進委員会、生徒支援委員会、教育相談委員会、いじめ対応委員会等において、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報をさらに十分に共有していく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、1年次に、人権教育の一環として、5月にいじめに関するアンケートを行う。また2学期末の12月にもいじめに関するアンケートを行う。2、3年次は、1学期と2学期の末に各1回ずついじめに関するアンケートを実施する。それとは別に、各学年とも、「安全で安心な学校づくりアンケート」を年間2回行う。

定期的な教育相談としては、年間2回の担任による保護者懇談会で行う。日常の観察については、全教職員が行うが、なかでも相談を受けることの多い、担任、養護教諭、部活動顧問等がいじめの早期発見の機会が多いことを自覚し、信頼関係を構築し、そのうえで生徒の発する信号をしっかりと受け止めるよう心掛けていく。具体的に、生徒の休み時間や放課後・活動中の雑談の様子、学級日誌、授業中の様子、保健室来室状況に注意を払う。

(2) 年間2回の担任による保護者懇談会は、保護者と連携して生徒を見守るために行うものである。そのほか保護者に向けて、各学年、各分掌から必要事項を発信していく。また、PTA役員、委員等とも連携して交通安全指導や校区内補導を行い、生徒の実態とともに把握している活動を継続する。

(3) 生徒、その保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「安全で安心な学校づくりアンケート」を年間2回実施する。さらに日常的に相談体制を整え、スクールカウンセラー等の専門家の助言を仰ぎながら、生徒、その保護者の相談にあたる。

(4) 新入生・保護者に関しては合格者説明会での案内により、また、在校生に関しては、「安全で安心な学校づくりアンケート」実施時に配布する案内により、相談体制を広く知らせる。

いじめ対応委員会の年度末総括により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、厳重に注意を払う（ただし、ネット上への不適切な書き込み等を直ちに削除する場合など、緊急時を除く）。必要に応じて法務局の協力を求める。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対応委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対応委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手

の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対応委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 まとめとして

常に生徒から発信されるいじめにかかわる信号を見逃さず、いじめ事象の生起に対する体制を整える努力に裏付けられてこそ、本校がめざす「豊かな心」を育むための取組みを充実できる。

これからも、本校はいじめ防止に向けて全教職員で取り組んでいく。